



最高裁秘書第1640号

平成29年4月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

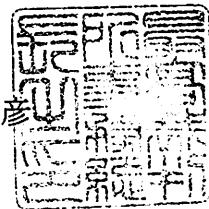
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第2号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成 29 年 4 月 7 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 濟問日等

(1) 濟問日

平成 29 年 4 月 7 日

(2) 濟問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第 5 条第 6 号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨、及び開示した文書以外にも申出に係る文書（論文試験（小論文）、専門試験（記述式）、政策論文試験（記述式）及び人物試験の得点分布が分かる文書）が存在する旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判所職員採用試験における得点分布が分かる文書（平成 28 年度）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、別紙記載の文書を対象文書として特定した上で、平成 29 年 3 月 9 日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 評議會としての最高裁判所の考え方及びその理由

ア 原判断機関としての最高裁判所が一部不開示としたのは、別紙記載の文書に記載された各試験種目における得点別の受験者数、積算数及び割合の情報である。

イ これらの情報は、開示すると、次のとおり試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ア) 合格者決定方法の一つとして、当該試験種目において最低限必要な一定の素点を下限の得点とし、下限の得点に達しない試験種目が一つでも存在する者については不合格としているところ、各得点の人数が開示されると、下限の得点の人数とその付近の得点の人数の多寡を比較して、下限の得点の決定が不適当だったのではないかとの主張を行うことが可能になる。

これにより、裁判所への質問、照会、中傷等が増加し、試験業務に支障が生じるおそれがあるほか、後日の照会等へのおそれや煩わしさから、下限の得点を過度に得点分布になぞらえたものにするなど、適正な合否判定が困難になり、適正な試験事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) また、各得点の人数が開示されると、試験の種類（総合職試験、一般職試験など）ごとに、下限の得点以上（未満）の人数及び割合並びに平均点以上（未満）の人数及び割合を分析し、試験の種類間で比較して、裁判所が決定した下限の得点が高すぎる（又は低すぎる）という主張が可能になる。

これにより、裁判所への質問、照会、中傷等が増加し、試験業務に支障が生じるおそれがあるほか、後日の照会等へのおそれや煩わしさから下限の得点決定に当たり、下限の得点以上（未満）の人数や平均点以上（未満）の人数の割合により比較した結果を過度に意識して各試験の種類間で調整するなど、適正な合否判定が困難になり、適正な試験事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、試験の種類ごとに受験者の母数が大きく異なるため、仮に上記の割合に差が出たとしても、当該試験の種類の受験者のレベルの差を示すものではないにもかかわらず、各試験の種類の難易度について誤った認識を受験申込者に与えてしまうおそれがある。本来、採用試験とは、その職種が果たすべき役割を勘案して試験の種類を選択した受験者を審査すべきものであるところ、受験者が、誤った認識に基づき試験の種類を選択してしまうことにより、志望動機という採用試験の重要な部分を欠くことになるおそれがあるなど、適正な試験事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ウ したがって、別紙記載の文書のうち、法第5条第6号に基づき一部を不開示とした原判断にはしかるべき理由があると考える。

エ なお、最高裁判所では、申出人が主張する開示した文書以外の申出に係る文書を作成又は取得していない。

オ よって、原判断は相当であると考える。

(別紙)

- 1 「平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（AX）」
- 2 「平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（AX特例あり、BX、C）」
- 3 「平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（BX）」
- 4 「平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（C）」
- 5 「平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（AY）」
- 6 「平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（BY）」
- 7 「平成28年度基礎能力試験得点度数分布表（D）」
- 8 「平成28年度専門試験得点度数分布表（AX）」
- 9 「平成28年度専門試験得点度数分布表（AX、BX）」
- 10 「平成28年度専門試験得点度数分布表（AX、BX、C）」
- 11 「平成28年度専門試験得点度数分布表（BX）」
- 12 「平成28年度専門試験得点度数分布表（C）」